

1 通 3 件のご質問・ご意見をいただきました。いただいたご質問・ご意見の概要と市の考え方は、次のとおりです。

1. 基本料金と面積料金について

【ご質問】

- (1) 基本料金と面積料金は 2 重の徴収ではないか。
- (2) 面積の切り上げは不当に高くなるのではないか。

【回答】

- (1) 基本料金は、設備の利用者が職員に問い合わせるなど、職員の対応が必要となる場合を考慮して、ご負担いただくこととしています。
- (2) 面積の切り上げは、使用料の算定を簡便にするために行っています。

なお、全庁的に行った使用料・手数料等見直しにおける適正料金は、8.143 円／ $\text{m}^2 \cdot \text{h}$ （税抜き）であり、月額に換算すると 6,449 円／ $\text{m}^2 \cdot \text{月}$ （税込み）となります。現行額の 1.3 倍を上限とする激減緩和措置により、案の金額となっており、不当に高い金額とは考えていません。

2. 電力料金相当分について

【ご質問】

- (1) 積算根拠は何か。
- (2) 全てワット当たりとしなかった理由は何か。
- (3) 多治見市が電気料金を徴収するのか。

【回答】

- (1) 電力会社の料金プランから、負荷率 18%で算定しています。
- (2) 使用料の算定を簡便にすることとしています。ただし、2,000W 以上については、範囲を設定していないため、ワット当たりとしました。
- (3) 多治見市が電力会社に電気料金をお支払いし、相当分をご負担いただくこととしています。

3. 【ご意見】 電力料金は、子メーターを付け実費としたらどうか。

【回答】

前提として、今回の料金設定（条例改正）は、「目的外使用」に係る使用料の設定となります。分かり易い例示として自動販売機を掲げていますが、長期安定的に自動販売機を設置していただく場合は、「行政財産の貸付」という別の制度を適用します。このため、賃料などの条件については、上記 1. 2. を参考としながら、契約により定めることとなります。ご提案の子メーターについては、多治見市でも設置している事例があります。子メーターの設置に係る負担なども含め、契約条件が整えば、子メーターでの対応も可能です。

以上